

平成30年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

我が国の景気回復は、高度成長期の「いざなぎ景気」を超えて戦後2番目の長さとなり、雇用情勢も好転していることから完全失業率は低水準を維持している。一方、家計所得における一人当たりの現金給与総額の伸び悩み等、一般の消費者にとって今回の景気回復を実感するまでには至っていないとの指摘も少なくない。

競輪界では、好調なミッドナイト競輪やインターネット投票が追い風となり、平成26年度以降上昇基調に転じてきた総車券売上も、その伸びは鈍化しつつある。こうした状況の中、平成30年度は既存のお客様の車券購買機会拡大等を目指し、G ナイターを2競輪場で4節開催することに加え、新規顧客の拡大及び電話投票拡大に繋げることを目途とし、競輪祭を競輪界初の6日制G I ナイターとして開催することが決定している。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、貸金業法に基づく貸金業者として事業を行っているが、本年度も引き続き業法に則り、選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AED(自動体外式除細動器)の普及事業は、全国の競輪場及び自転車競技場に設置している本体機器の耐用年数を迎えるため、機器の更新を行うとともに、2020年に開催を控えた東京オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技会場となる伊豆ベロドローム他に新規に設置する。また、選手及び日本競輪選手会・JKA職員に対し、心肺停止等の緊急時における的確な操作方法の習得を目途として、実技講習会を実施しAEDの普及啓もう活動に努める。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

- 1．給付事業については、近年の給付実績と給付動向を勘案し、基本的に各給付とも前年度事業を踏襲した予算編成を行い、適正な給付の執行に努める。
- 2．競輪選手オリンピック年金事業は、受給者1名分を計上し事業を執行するとともに、現在該当する5名の総支給額は既に積み立てていることから、年金資産から生じる果実については一般会計に戻し入れる。
- 3．育英金事業は、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するものであるが、本年度もこの事業目的を踏まえ事業を執行する。なお、運用財源については、一般会計からの繰入金等を充当して事業を執行する。
- 4．貸付事業は、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があり、いずれも貸金業法に基づき適正に実施されている。一般貸付にあっては多くの正会員が利用し、その返済も順調に行われている。

また、一般貸付の貸付利率は、一年間の固定金利で年度毎に金融機関と協議決定している。本年度は、前年度末における金融機関との約定金利を適用し事業を適正に実施する。
- 5．AED(自動体外式除細動器)普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、緊急救命時の対応を図ることを目的に、全競輪場及び自転車競技場にAEDを設置し、保守管理を行い適正な運用に努める。本年度は、全国に設置したAED58台の耐用年数を迎えることから、新機種への交換を滞りなく行うとともに、新規に伊豆ペロドローム他に合計3台を設置する。

また、JKA、日本競輪選手会等と連携してAEDの実技講習会を実施し、選手及びJKA各現場担当者等への技術の習得に努める。
- 6．その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会については、一般社会にあっても厳しい就職状況下、引退選手のセカンドキャリアサポートとして、元競輪選手の人材雇用に関心を示す企業を積極的に開拓し、本会ホームページあ

るいは日本競輪選手会支部を介し、その情報提供に努める。

また、正会員及び関係者の福利厚生施設として利用契約を締結している「ラフォーレ倶楽部」については、本年度も引き続き活用し福利厚生の増進を図る。

7.以上の給付事業及び関連事業を執行するために必要な予算として、次の5会計区分の収支予算を編成する。

(1) 一般会計

事業活動収入は関係団体からの助成金として補助金等収入10億6,675万余円、基本財産運用収入及び特定資産運用収入2万余円、入会金収入89万円、受取利息として雑収入18万円、他会計からの繰入金収入1万円、日本競輪選手会からの退職給付及び競輪選手年金の受託業務に係わる事業収入1,763万余円の合計10億8,548万余円を計上する。

事業活動支出は諸給付及び障害特別見舞金として共済事業費7億2,518万円を含め事業費支出8億5,803万円、管理費として8,307万余円、障害年金特別会計への繰入金9,670万円及び育英金特別会計への繰入金1,058万円を合わせた他会計への繰入金支出1億728万円の合計10億4,838万余円を計上する。

投資活動支出は職員退職給付引当資産への繰り入れとして特定資産取得支出790万円、AED購入費として固定資産取得支出1,920万円の合計2,710万円を計上する。

また、予備費支出として1,000万円を計上する。

(2) 障害年金特別会計

事業活動収入は特定資産利息収入18万円及び受取利息1万円とし、事業費支出及び障害年金引当金への積立不足については本年度不足分の一部を一般会計から繰り入れることとし、一般会計繰入金収入9,670万円の合計9,689万円を計上する。

また、事業活動支出は、障害年金受給者26名（新規受給者1名を含む。）7,976万円を計上し、事業活動収支差額の1,713万円は障害年金積立資産に繰り入れる。

(3) 競輪選手オリンピック年金特別会計

競輪選手オリンピック年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計への繰入金支出に計上する。

また、事業活動支出は、競輪選手オリンピック年金受給者1名84万円を計上する。

(4) 育英金特別会計

事業活動収入は、特定資産利息収入 3 万円及び受取利息収入1万円とし、不足財源については一般会計から繰り入れ、一般会計繰入金収入として1,058万円の合計1,062万円を計上する。

また、事業活動支出は、育英年金受給者29名（新規受給者 3 名を含む。）942万円及び育英一時金 8 名120万円、合計1,062万円を計上する。

(5) 一般貸付特別会計

本年度の貸付計画は前年度の実績等を踏まえ、一般貸付については貸付口数を224口、貸付金額 9 億4,200万円、返済については23,800件、返済金額 9 億9,900万円を計上する。

事業計画の概略は以上のとおりであるが、事業執行にあたっては関係団体と連絡を密にし、適正円滑な処理に努め、競輪の健全な発展に寄与する。

1. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

理事会

評議員会

監査会

共済制度改善委員会

給付審議委員会

(2) その他の会議

関係団体との業務打合せ会議

業務受託者との連絡会議

専門医との連絡会

退職選手職業指導委員会

その他必要な会議

(3) 参画する会議

選手制度及び共済制度等に関する会議

日本競輪選手会本・支部研修会

日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

2. 給付事業

給付事業は、現在の競輪界の厳しい状況においても、選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

本年度の給付事業は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億2,518万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、落車件数、負傷の程度や医療保険制度の改革等の影響を受けやすいため、常にその動向が注目される。平成30年4月1日より入院時食費負担額が引き上げられることから、医療給付の増額を見込み予算を計上する。

参加中の医療給付については、レース数及び落車件数に大きく左右されることから、過去の給付実績をもとに本年度予定されるレース数を勘案し支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪練習中や訓練中等の落車負傷による診療費が支給対象となることから、過去の給付実績をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中7,580件1億4,520万円、参加外280件650万円、合計7,860件1億5,170万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、落車負傷に伴う療養期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び休養日数により大きく左右される。

参加中の休養給付は、競輪競走中の負傷によるものであることから、過去の給付実績をもとに本年度予定されるレース数を勘案し支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪練習中や訓練中の落車負傷によるものであることから、過去の給付実績をもとにその支出を見込んだ。

以上により本年度の予算は、参加中1,600件3億6,160万円、参加外110件2,030万円、合計1,710件3億8,190万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪参加中の落車・接触に対する傷病見舞金と入院時の対応に

充てる入院雑費及び重傷者家族招致旅費として緊急措置費を支給する関係から、落車件数に大きく左右される。

本年度の予算については、過去の給付実績をもとに本年度予定されるレース数を勘案し、傷病見舞金に2,500件1,440万円、緊急措置費に400件64万円、合計2,900件1,504万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付は、労働者災害補償保険法の身体障害者等級表を準用しつつ、更に競輪選手という特殊性を加味することにより、一部障害については競輪界独自の認定基準による等級表の設定を行っている。

障害の認定については、症状の安定固定した段階での認定となることから、受傷については本年度発生したものに限られず、過去発生した受傷による障害認定が大部分を占めることとなる。

本年度の予算は、軽度障害・中度障害・重度障害に該当する者について、過去の給付実績を勘案し想定される障害等級を見込んだ。

障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、重度障害である第3級の障害一時金該当者を1名、中度障害である第8級から11級の障害一時金該当者を4名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を242名として、参加中247件8,726万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については、中度障害である第8級から11級の障害一時金該当者を2名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を22名として、参加外24件782万円を見込んだ。

以上により参加中及び参加外の合計271件9,508万円を計上する。

障害年金

障害年金受給者は現在25名であるが、本年度予算は同年金該当者の他、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）の動向も勘案の上、新規該当者1名を新たに見込み、合計26名7,976万円を障害年金特別会計に計上する。

(5) 遺族給付

本年度の遺族給付は、本人死亡について訓練中 1 名4,000万円、練習中 1 名3,000万円、その他 2 名1,000万円、計 4 名8,000万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、訓練中に死亡した場合の輸送費として 1 件50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在 5 級に該当する者 2 名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

3 . 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会に参加し 3 位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度予算は、競輪選手オリンピック年金の受給者 1 名分84万円を競輪選手オリンピック年金特別会計に計上する。

また、現在該当する 5 名の支給総額は既に積み立てているため、同年金基金より生じる特定資産利息収入 1 万円を一般会計へ繰り入れる。

4 . 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

この運用財源については育英基金からの運用益を充てているが、近年の金融情勢においては受取利息だけでは不足額が生じるため、その不足分については一般会計から繰り入れて事業を執行する。

本年度予算は、育英年金継続者26名に新規該当者 3 名を見込み合計29名942万円、また育英一時金 8 名120万円の合計1,062万円を育英金特別会計に計上する。

5 . 貸 付 事 業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

競輪選手は他の職種に比較し、一般の金融機関から住宅取得等を事由とする貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する依存度は高く、一般貸付における貸付事由の割合は土地家屋の購入等の住宅関連の貸付が過半数近くを占めている。

本年度の一般貸付は昨年度の貸付規程改正等を勘案し、住宅関係によるもの70口、車の購入及びその他の貸付事由によるもの154口、合計224口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時は公益財団法人JKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残金がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

6 . 広 報 活 動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びAED普及事業を公開していく。

7．調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

8．業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務はJKAに、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業が迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

なお、共済事業内容の周知徹底を図るためJKA及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

9．職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場や関係医療機関等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

10 . AED(自動体外式除細動器)普及事業

AED(自動体外式除細動器)普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場にAEDを設置している。

本年度は、既存のAED58台が耐用年数を迎えるため、新機種との交換を行うとともに、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技会場となる伊豆ベロドロームに1台及び自転車総合ビルに2台を新規に設置し合計61台の保守管理を行う。

また、競輪場及び自転車競技場のAED管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的なAED点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、AED設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及びJKA現場担当者などへの習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及びJKA各支部を通じ希望を募りAED講習会を実施する。

11 . 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。